

藤森委員からの意見等について

	意見等内容	回答内容
1	<p>今回の3-5、4-4の起案がなされた経緯と、その考えは何か</p> <p>①総費用が軽減化につながる？</p> <p>②工期の短縮が図れる？</p> <p>③配置、その他の面から見て利用効率が上がる？</p>	<p>3-5案については、庁舎整備基本計画に基づいた案です。4-4案については、既存庁舎の有効活用によるコストの削減のほか、議会機能の1フロア化が図れることから案を提示したものです。</p> <p>①議題4の資料で示されているとおり、3-3案より4-4案の方が約1億3千万円軽減できる予定です。</p> <p>②3-5案、4-4案の比較では、新築工事1フロア減、減築工事1フロア減、改修工事1フロア増となり、結果として1.5ヶ月程度工期の短縮になります。</p> <p>③既存庁舎の有効活用によるコストの削減が図れるほか、議会機能の1フロア化が図れます。</p>
2	<p>構造、配置</p> <p>1. 全体</p> <p>図面で見ると3-5・4-4にしる、最上階が不自然に見える（突出）。特に4-4案の議場の突出が無くても可能ではないか</p>	<p>多目的利用を考慮した議場の場合、床をフラットにすることがありますが、議会の様子がよく見えるように傍聴席の床レベルは高く設定します。本計画も傍聴席の床レベルを高く設定する想定のため、その分天井高を確保する必要があります。突出の高さについては今後検討します。</p>
	<p>1. 新館</p> <p>①新館の配置の思想は？</p> <p>市民、職員（利用・業務効率）に主体性を持った配置設計が必要。3-5案の4Fの配置は使用効率からみておかしい。新館は基本的に日常的に働く職員執務室とすべき。</p> <p>②1～3階に吹き抜けを採用しているが、デザインだけの案なのか。面積の有効活用から見れば、見た目より実用面を重視したいので不要、または2階までとする。</p> <p>③イベント広場のイメージが浮かばない。</p>	<p>①第14回白井市庁舎建設等検討委員会にて今後4-4案にて検討を進めることとなりました。</p> <p>②第14回庁舎建設等検討委員会で説明したとおり、吹き抜けの必要性については今後検討します。</p> <p>③さまざまな市民活動の場として、また、市民ホールとの一体的な利用も可能な屋外スペースとして提案しています。具体的な利用方法については今後検討します。</p>

<p>④仮に、議場が新館配置となった場合、パブコメでもかなり意見が出ていたとおり、休会中の有効活用、委員会室、会議室を兼ねた設計をすれば、議会の委員会室等を別個に確保、または縮小可能ではないか</p>	<p>④第14回白井市庁舎建設等検討委員会にて今後4-4案にて検討を進めることとなったことから、議場は現庁舎に設置することとなりました。なお、議場の有効利用については、引き続き検討を進めます。</p>
<p>2. 減築館</p> <p>①警察分庁舎は、完全（視野、音）に遮断されるのか</p> <p>②職員更衣室を役所で一番開放的な位置に設置するのは、好ましくなく執務室付近に別配置とすべき</p> <p>③市民安全課、市民活動支援課の配置（職員の意向は？）は、何か不自然で再検討の必要があるのでは？</p> <p>④3-5、4-4にしても、2階の吹き抜けは不要。</p> <p>⑤警察分庁舎のトイレは？それぞれほっと息が抜ける場所であることを考慮すると別が望ましい。</p> <p>⑥市民安全課が防犯・災害で新館、減築館と分かれているが、機能上問題ないのか</p> <p>⑦2階の職業相談、消費相談の配置はどのような配慮がなされるのか。まず訪れる市民の立場で考えて如何</p>	<p>①具体的なプラン、仕様等については警察と協議中です。</p> <p>②更衣室は、庁舎各階のほぼ中央に、階段、トイレ等のコアと近接した配置としています。</p> <p>③市民安全課（防犯）と市民活動支援課の配置については、関係機関との連携が図れるよう、印西警察署分庁舎と市民活動推進センターに近接した配置としたものです。担当課にも本配置計画案を提示していますが、配置に係る意見は出ておりません。</p> <p>④県に確認をとる必要がありますが、建築基準法上、吹き抜け部に床を設けることは50㎡以上の増築となり、遡及して既存構造体を現行法規に適合させる必要が生じるため実現は極めて困難です。また、吹き抜け部に床を設けるためには、柱、梁等の躯体をはずり、鉄筋を接合する必要があります。これにより躯体に大きなダメージを与えることになるため、耐力保持の観点から技術的にも困難です。</p> <p>⑤市庁舎、警察分庁舎とも利用者は市民であるため、トイレは共用としています。警察分庁舎職員用のトイレ設置については協議中です。</p> <p>⑥市民安全課については、組織を強化するため庁舎整備に合わせ、組織の見直しを検討しているところです。</p> <p>⑦職業相談室、消費生活相談室の配置については、相談者に配慮し、避難時以外是一般利用の無い専用廊下からの出入りとして</p>

<p>なものか。</p> <p>⑧地下の職員休憩室については、従来のイメージを一新してほしい。物置ではない。</p>	<p>います。</p> <p>⑧南側ドライエリアに面する明るく快適な環境の休憩室とします。</p>
<p>3. 保健福祉センター</p> <p>①新館、減築館との配置の上でどのような考えでセンター活用を考えているのか。</p> <p>その中での今回の1・3階配置の理由は？</p> <p>②1階の役割が理解できない。</p> <p>③2階の活用はどのように考えているのか</p> <p>④3-5、4-4で示されている配置で健康課、児童家庭課、高齢者福祉課は果たす役割から見て新館1階ないし2階に配置すべきではないか。</p>	<p>①②③④</p> <p>今回の配置計画案については、3-5、4-4の案のほかに、①案と②案を提案しています。①案については、現庁舎にある課を新築棟と減築改修棟に配置し、保健福祉センターにある健康福祉部の部署の一部を新築棟1階に配置する案で、現在の保健福祉センターの機能（福祉・健康の拠点）を継続しつつ、市民の動線に配慮した案です。②案については、現庁舎と保健福祉センターの執務室スペースを市民の動線に配慮し課を配置した案で、健康福祉部の部署を新築棟の1・2階に配置しています。しかし、保健福祉センター内にある社会福祉協議会、ボランティアセンター、検診室等との連携や各部署の配置を引き続き検討していきます。</p>

藤森委員からの意見等について（２）

	意見等内容	回答内容
1	<p>減築改修棟 1 階の職員更衣室は、日常的に多くの市民が動く導線上にあり、更衣室にふさわしくない。また防犯上から（職員が貴重品など保管することもままにしてありうる）他のフロアーは問わない。</p>	<p>庁内各課ヒアリング及び議会からの要望により、1 階にも更衣室を設けることとしました。日常的に多くの市民が動く動線上を避けてコア廻りにバック動線を設け、そこからの出入りとする配置にしました。</p> <p>なお、更衣室の出入口には防犯上の観点からセキュリティを講じる必要があると考えています。</p>
2	<p>警察入口を</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民利用通路（免許書き換え、車庫証明等）出入口 ○警察が容疑者などを（手錠をかけた、暴力的行動を起こす）の出入口 <p>は完全に分離する必要がある。</p> <p>これらのことは、詳細設計上必要なことではないのか。だとすれば待ちの姿勢ではなく、積極的に県警に要請していくことが必要なのではないか。</p>	<p>警察分庁舎のプランについては、県警と協議中です。</p> <p>なお、レイアウト図にも記載しておりますが、分庁舎東側に警察専用の出入口を設置する予定です。</p>

3	建設・土木業界の動き、情勢・・オリンピックまでのことか、直近までで、そのあとも変わらないのか(難しいことですが、把握できる範囲で情報の収集を)	<p>昨今の情報を分析した結果、現在の建設市況は物価上昇を経て比較的安定した状態であると考えられていますが、消費税10%への増税前の駆け込み需要が見込まれる平成27年度前半には再び上昇すると予測されています。</p> <p>その後一時安定するものの、オリンピック関連その他超大型物件の躯体工事がピークを迎える平成28年度前半には再度上昇し、平成29年度まで高止り安定期が続くと考えられています。</p> <p>平成30年度以降はオリンピック関連その他超大型物件が順次竣工を迎え、建設市況は下落傾向が続くと予測されています。</p>
4	国、市役所建設での他自治体の動き	<p>インターネットやI N A 新建築研究所の営業情報や市の調査から把握できた近県の事例としては、別紙の通り、全27自治体のうち、木更津市、秩父市、小金井市を除く24の自治体で庁舎整備事業が進行しています。</p>
5	現庁舎の耐震状況から判断して、職員の安全を守れるのか、行政運営上からも延期できるのか、否か	<p>現庁舎は、基本計画資料編P.16にある通り、耐震診断の結果耐震性能が不足しており(Is=0.52)、耐震改修促進法にある安全性の判定指標によれば「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」状態です。そのため、早急に新庁舎の整備を進める必要があります。</p> <p>東日本大震災の際は、市民の財産と生命を守る防災拠点としての災害対策本部を庁舎に設置出来ず、関係機関や住民の皆様への情報伝達に著しく支障をきたした経緯があります。</p> <p>平成25年11月25日に耐震改修促進法が改正され、耐震基準を満たさない建築物の耐震化を緊急的に促進するという国の方針が示されました。</p> <p>来庁される市民や職員の安全確保、行政運営上の観点からもできるだけ早期に整備したいと考えております。</p>
6	続行する、延期するそれぞれのメリット、デメリットを	<p>提起3の回答にあるように、安全性確保の観点からできるだけ早期に整備したいと考えておりますが、今後の社会情勢を踏まえ、市としましても新しい情報が入りましたら、情報を出していきますので、委員の皆様と検討を進めてまいりたいと思います。</p>